虐待防止及び身体拘束等適正化委員会設置要綱

（設置）

第１条　一般社団法人ハッピープロジェクト（以下、「法人」という。）において、虐待の防止のための対策及び身体拘束等の適正化のための対策について、法人全体で情報共有し、虐待防止及び身体拘束等の適正化に取り組むために虐待防止及び身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　委員会は、利用者の安全と人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

（事業）

第３条　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 法人の職員倫理綱領の策定と啓発。
2. 法人の職員行動指針・虐待防止マニュアルの策定と啓発。
3. 虐待防止にかかわるチェックリストの整備及び月１回実施。
4. 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証について。
5. 権利擁護・虐待防止及び身体拘束等適正化にかかわる情報をホームページで発信するとともに、年２回の研修企画と実施。
6. 前各号に掲げるもののほか、委員長が指示した事項について。

（委員）

第４条　委員会は、理事長、各事業所の管理者、看護師、保護者、第三者をもって構成する。

2　委員長は、理事長をもって充てる。

（委員長の職務）

第５条　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員長は委員を保護者、第三者および法人職員の中から選任する。

3　委員長は年1回以上、または必要としたときに会議を招集する。

（会議）

第６条　委員会は委員長が招集し議長となる。

2　委員長が必要と認めるときは、その他関係者を出席させることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は法人本部に置く。

2　事務局は委員長と連携し、会議場の確保、委員への会議通知、委員会議事録の管理等に当たる。

（その他）

第８条　その他必要なことは、理事長が別に定める。

付則　この要綱は令和６年11月１1日より施行する。